別紙

☆★社会人採用について★☆

公務に対する強い関心と全体の奉仕者としての熱意を持ち、社会人としての多くの経験を岐南町の未来に役立てていただける方のご応募をお待ちしています。

●「民間企業等における職務経験」には、会社員、団体職員、公務員、自営業者、各種法人等に累計５年以上勤めた方が対象です。ただし、一つの企業あるいは団体等に１年以上継続して就業（１週間あたりの所定労働時間が３０時間以上のものに限る。）していた期間が該当します。

●雇用契約が１年未満であっても、継続して就業した後に雇用期間が更新され、同一職務に継続して従事し、更新前後の就業期間を合算して１年以上になる場合は、その期間を通算することができます。

●現在、在職中の方の在職期間の計算については、令和５年３月３１日までとしてください。

●職務経験が複数ある場合は通算することができます。

●同一期間内に複数の職に従事していていた場合は、一方の職のみ通算することができます。

●職務経験は、月単位で算定します。１月未満の月については切り捨てることとします。

●休職など（産前産後休暇を除く）で会社を休んでいた期間は通算しません。

●申込書及び職務経歴書の記載内容に不正があると、職員として採用される資格を失います。

●採用後に不正が発覚した場合は、採用を取り消します。

●採用内定後に職務経験期間を確認するため、採用前に勤務していた事業所等の職務経歴証明書を提出していただきます。**受験資格を満たす職務経験が確認できなかった場合は、採用をいたしません。**